

漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づく佐賀県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第 1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第 1 において単に「くろまぐろ」という。）に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告は次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して佐賀県知事がする助言、指導又は勧告の内容
70 パーセントを超えたとき	当該知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するよう助言、指導又は勧告する。

第 2 くろまぐろ（大型魚）

第 1 の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附則

（施行期日）

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。